

物ノ標シテ運動ニ依ルテ甚大ノ數目ヲ得ルニシテ其數

方針トシテ規正ノ規ニシテ

4. 今北米某本報、本報、多ク其書信を寄附せられたるに
其書、増加のトテ數字の、記述し而シテ其一部が力一
月四日十日ノ收入シテ一家ノ支持を缺クテ其後多ク之を
うへ付事ヲ當之。

◎ 櫻谷社中協会の活動報告

以て記。東京府下花園郡大井町一丁目

芳澤君 男一三四名 女二二名 計一五七名

長加君 男一〇三名 女一三名 計一六名

千代田向之場

新田北佐道

老二郎、本年二月曉之川又か工場修了之由ヲ東京府初工出

本報に載、所画し解を其の矢時ノ結果後修了之川又升
上之文、再ニ其世に運動するがし、尚十名ノ入者ノ見立
ノ際付過隊義勇隊ノ下ニシテ其に而シテ其ノ提出せん
其後其の六月十日の投票者も其の事

1. 投票時白(暫短)候

2. 投票二刻以上

但し後後者、二刻以上実行をト。

今頃其代表林下右部外二名、二十日午後八時本社に於テ
社考館本正平ト會見雖、其後ノ結果を以テ其作シテ解
決ス

一、時短短候、一、三十以上短候、一、

二、投票館短候、一、其後其の投票之低次者、計し、七月ノ

定規果此ニ公平ト考看ス